

有料老人ホーム標準指導指針（ガイドライン）の見直しについて

有料老人ホームの設置運営標準指導指針
（最終改正：通知 H27.3.30／適用 H27.7.1）

主要な改正点

ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化（既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し）

- 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを実施。

ポイント2. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

- 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があるため、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、標準指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを実施。

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

- 従来の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としていたが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多かった。
- サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを実施。

※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。

サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

○ サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを実施。（H27.7.1から適用）

※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。

従 来



見直し後



: 有料老人ホーム該当



: 標準指導指針の対象

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、有料老人ホームの要件となっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを「住宅事業の一部として」実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当することとなる。
- 住宅事業者の希望の有無にかかわらず、上記4サービスのどれか一つでも提供していれば、その住宅は有料老人ホームとなり、老人福祉法の指導監督の対象となる。



実際の登録情報 (H26.3末時点)

	提供する	提供しない
状況把握・生活相談サービス	100%	—
食事の提供サービス	94.7%	5.3%
入浴等の介護サービス	47.3%	52.7%
調理等の家事サービス	50.4%	49.6%
健康の維持増進サービス	59.5%	40.5%

※ 併設施設等からサービスが提供されているケースが含まれている場合がある。

有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」が適用を受ける指針の内容

①職員の配置、研修及び衛生管理

職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理

②有料老人ホーム事業の運営

管理規定の制定、名簿等の整備、帳簿の整備、個人情報取り扱い、緊急時の対応、医療機関等との連携、介護サービス事業者との関係、運営懇談会の設置等、衛生管理等

③サービス等

食事サービス、生活相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認または状況把握、機能訓練、レクリエーション、身元引受人への連絡等、金銭管理、家族との交流・外出の機会の確保、職員に対する提供サービス等の周知徹底、勤務表の適正な作成・管理、高齢者虐待の防止等の措置、身体拘束等の禁止等

④利用料等

設置者の費用受領の取扱い、前払い方式の基準

⑤契約内容等

契約締結に関する手続等、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情解決の方法、事故発生防止の対応、事項発生時の対応

⑥情報開示

有料老人ホームに関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報

※「設置者」、「立地条件」、「規模および構造設備」、「既存建築物等の活用の場合等の特例」および「事業収支計画」の規定は、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準によることとし、適用外となります。